

第7章 届出制度 ～旅客施設等で届出が必要になります～

移動等円滑化促進地区では、旅客施設の出入口で生活関連経路と接する部分を工事する場合や、生活関連経路で旅客施設の出入口と接する部分を工事する場合などは、工事に着手する30日前までに市町村に届け出ることとされています。

届出を受けた市町村は、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認める場合、届出者に対し必要な措置を講じるよう要請できます。このような届出制度により、事業者と連携しながら移動等円滑化に配慮した整備が出来るよう調整を図ります。

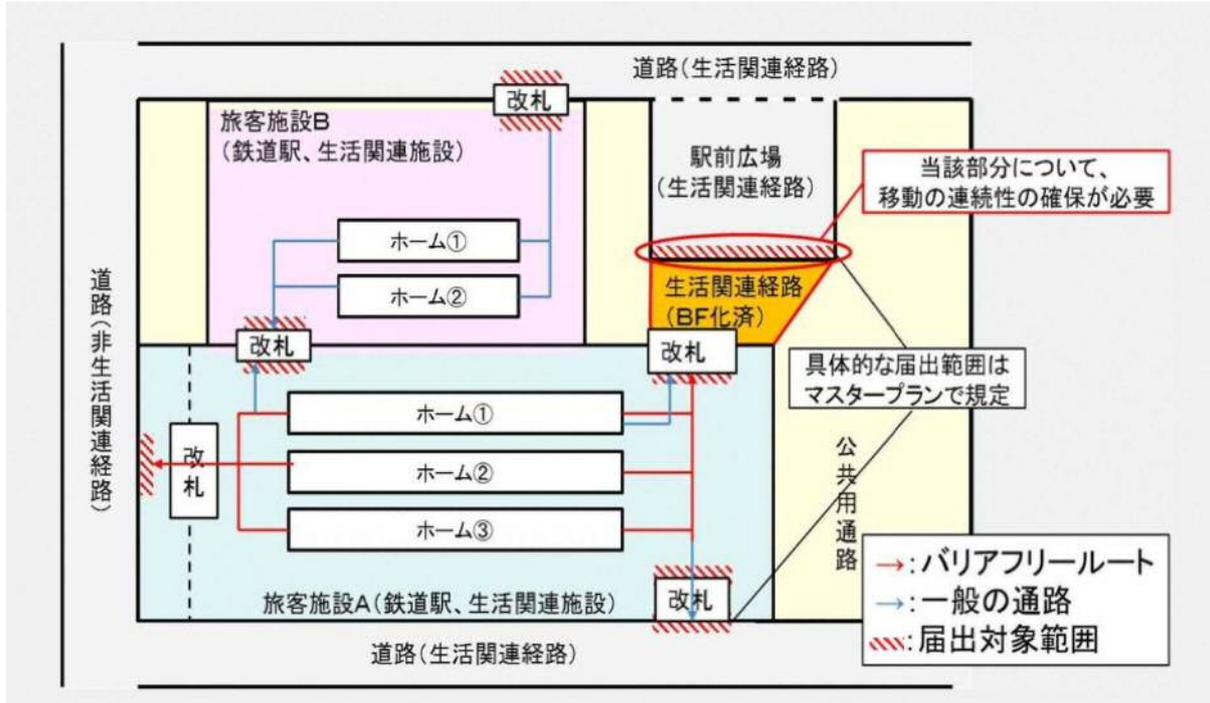
届出対象となる施設及び行為は次のとおりです。

表 7-1 届出対象となる行為

届出施設	届出対象となる行為（施行令第27条）
旅客施設 (主な生活関連施設)	下記の部分の新設、または構造もしくは配置の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅のホームやターミナルから他の旅客施設との間の経路 ・ 駅のホームやターミナルから生活関連経路である道路（駅前広場を含む道路法による道路）との間の経路 ・ 当該施設に接する公共用通路等（道路以外）^{※1※2}との間の経路 ・ 駅のホームやターミナルから連続したバリアフリールートとなる出入口
道路 (生活関連経路)	下記に接する道路（駅前広場を含む道路法による道路）の新設、改築、または修繕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客施設（生活関連施設）の出入口^{※2} ・ 旅客施設（生活関連施設）に接する公共用通路等（道路以外）^{※1※2}

※1 公共用通路：旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるもの

※2 下線部について移動等円滑化促進方針で指定するものとされている



資料：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン※
 (※ここで示す「マスタープラン」とは、「移動円滑化促進方針」を示す)

図 7-1 届出対象範囲のイメージ (鉄道駅の例)

市内の駅出入口や駅前広場は基本的に県道または市道となっており、生活関連施設である旅客施設で出入口の新設や改良を行う際には、原則として届出の対象となります。また、通路による乗換経路がある場合や、駅出入口から道路に出るまでに道路以外の公共用通路等を経由する場合は、それらの通路等との間の経路に改良がある場合も届出対象とします（商業施設へ直結する出入口等は対象なりません）。

届出の対象となる事業として旅客施設周辺におけるまちづくり事業や駅前広場再編事業等が考えられます。これらはバリアフリー化促進への影響が大きいため、事業着手前の届出だけでなく、計画段階、設計段階において関係者間で十分な調整を図り、認識を共有する必要があります。

本市における届出の対象となる施設については表 7-2 の施設とします。

表 7-2 届出対象の施設

地区名	施設
にいがたばんだい 新潟万代地区	新潟駅
	万代シテイバスセンター
ばんだいじま 万代島地区	佐渡汽船
はくさん 白山駅周辺地区	白山駅
	市役所前バスターミナル
うちの 内野駅周辺地区	内野駅
かめだ 亀田駅周辺地区	亀田駅
とよさか 豊栄駅周辺地区	豊栄駅
えちごいしやま 越後石山駅周辺地区	越後石山駅
にいつ 新津駅周辺地区	新津駅
まき 巻駅周辺地区	巻駅